

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	(株) 大林組	東京都港区港南 2 - 1 5 - 2
2. 指名停止措置期間	令和8年8月26日から令和8年9月25日まで（1か月）	
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する建設工事等	
4. 事実概要	(株) 大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。	
5. 指名停止理由	このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）別表第3第18号「不正又は不誠実な行為」に該当する。 （稲敷市契約事務等に関する規程別表第3） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
	措置要件	期間
	1～17 （略）	
	（不正又は不誠実な行為） 18 別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
	19 （略）	